

第6章 総合評価

第1節 総合評価

本事業の実施による環境への影響について、現況調査、予測、環境保全措置及び評価の結果を整理し、総合的な影響を評価するとともに、項目間の相互関係、間接的影響、環境保全措置の実施等による項目間の整合性についての確認を行った。

本事業は、佐久市及び軽井沢町、立科町、御代田町が中心となり、将来に向けた安全安定、安心な、ごみ処理体制を維持していくことを目的に、周辺環境との調和に十分配慮した新たなごみ焼却施設（新クリーンセンター）を佐久市平根地区に整備するものである。

対象事業実施区域は、佐久市役所の北東方向約6kmの御代田町との市町界付近に位置し、平尾富士北西麓の佐久スキーガーデン北パラダスキー場の東側にある造成地等で、現在は駐車場として利用されている。

予測は、本事業の実施に伴い影響が考えられる項目として、大気質、騒音、振動、低周波音、悪臭、水質、水象、土壌汚染、地盤沈下、地形・地質、植物、動物、生態系、景観、触れ合い活動の場、廃棄物等、温室効果ガス等の17項目について行った。その結果、施設に係る公害防止等の基準を遵守することはもとより、環境負荷低減のために実施する各種の環境保全措置により、環境への影響が低減され、環境保全のための目標を満足するとともに、事業者による実施可能な範囲での影響緩和が図られているものとする。

また、一方の環境保全措置の実施が他の環境項目の影響を増加させることはなく、予測項目間の相互関係、間接的影響、環境保全措置の実施等による項目間の整合性が図られているものとする。

以上のことから、本事業の実施による環境への影響については、できる限りの緩和がなされ、総合的な環境への影響の程度は小さいものと評価する。

第2節 工事中及び稼働後における調査・検証

計画施設については、環境保全に十分配慮した建設を心掛けるとともに、焼却施設の稼働状況及び環境保全措置の実施状況等を確認する。

併せて、工事中や稼働後においても環境に関わる事後調査を実施することで、環境影響評価で予測した結果との検証を行う。

そして、予測し得なかった環境保全のうえでの問題が生じた場合には、原因の究明と対応を速やかに実施する。

なお、工事中及び稼働後における事後調査の詳細については「第7章 事後調査計画」に示す。

